

令和3年2月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日 木曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	5番	欠席
委員	1番	日高 仙三	委員	2番	中村 裕臣
”	3番	中村 逸夫	”	6番	鮫島 繁樹
”	7番	深田 広文	”	8番	杉 為昭
”	9番	河本 アツミ	”	10番	牛越 紀幸
”	11番	岩本 延男	”	12番	中村 正幸
”	13番	日笠山 昭代	”	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 1名 5番委員

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 3報告第1号 合意解約等について

日程第3号 3議案第7号 農地法第三条の規定による許可について

日程第4号 3議案第8号 非農地証明について

日程第5号 3議案第9号 あっせんについて

日程第6号 3議案第10号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)そ の 他

(5)閉 会

## (6)会議の概要

15時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○おはようございます。 開会の前に、ご報告いたします。本日は5番委員より欠席の届出が提出されております。 それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和3年2月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。6番委員、7番委員を指名いたします。
日程第2号 3報告第1号	議長 事務局長	○次に、日程第2報告第1号合意解約等について、事務局の報告をお願いします。 ○日程第2報告第1号合意解約についてを説明いたします。資料は1ページです。 今月の合意解約は1番から4番の4件で、台帳現況地目畑6筆、9,531㎡の合意解約がありました。 以上で説明を終わります。
日程第3号 3議案第7号	議長 事務局	○これより議案審議に入ります。 日程第3、議案第7号、農地法第3条の規定による許可についてを審議いたします。 事務局に議案説明をお願いします。 ○日程第3議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は2ページから3ページです。今月は賃借権設定3件、所有権移転6件、合計9件の申請がありました。 1番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積5,899㎡を売買により所有権移転するものです。 2番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,146㎡を売買により所有権移転するものです。 3番です。安納下郷地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積5,667㎡を贈与により所有権移転するものです。 4番です。安納軍場地区です。台帳現況地目田の1筆で、合計面積975㎡を売買により所有権移転するものです。 5番です。下西上石寺地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,249㎡を売買により所有権移転するものです。 6番です。下西下石寺地区です。台帳現況地目田の1筆で、合計面積542㎡を贈与により所有権移転するものです。 7番です。国上桜園地区です。台帳現況地目田の1筆で、合計面積1,262㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 8番です。国上桜園地区です。台帳現況地目田の1筆で、合計面積3,222㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 9番です。国上桜園地区です。台帳現況地目田の1筆で、合計面積1,496㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 以上で説明を終わります。
	議長	○はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。
	議長4番委員	続いて担当委員から随時、報告をお願いいたします。 ○整理番号1番、また2番のほうが職務代理の担当ですけれども、先ほど報告があったとおり、本日欠席のため、私がかかわって報告をいたします。 まず、整理番号1番。2月20日に譲渡人、譲受人、推進委員立会いのもとで現地を確認いたしました。

現地の農道は、畑を二年ぐらい耕作されていないために、竹とかが生えて、かなり進入しづらくなってしまったけれども、中に入って見ますと、畑は耕作できる状態でありました。

また、譲受人の方は、この地区を中心にバナナを作付してるんですけれども、現在、耕作している農地は、非常に強い北西の風が当たるところでして、その影響を受けて収穫量がかかなり少ないということもあり、今回、北西の風を避けられる申請地を求めたということです。

譲渡人とも話をしたんですけれども、購入してもらえたら、ありがたいなということでした。

申請内容についても、双方確認した結果、間違いはありませんでした。

続いて、整理番号2番ですけれども、2月24日、譲渡人、推進員立会いのもと現地を確認しました。

申請地は桃園地区に2筆ありまして、譲受人は、申請地が降霜地帯であることから、作物より果樹の柑橘類に非常に興味を持っているようでして、自宅の隣にある狭い畑には野菜を作付けし、広い畑には、ちょっとカヤが生えているところでしたが、再生作業を行ってタンカンとレモンを栽培してみたいということでした。

また、農業次世代人材投資資金の対象者になりえるだろうと思いついて、農林水産課に相談するようにと助言しました。

譲渡人ですけれども、鹿児島島の施設に入所しておりまして、代理人の行政書士の方に電話をしまして、内容は確認して、申請どおり間違いありませんでした。以上です。

1 番委員

○3番、4番につきまして、報告をいたします。

まずは、3番です。2月20日、譲渡人、譲受人、そして推進員立会いのもと、現地調査を行いましたので報告をいたします。

譲渡人、譲受人に関しましては兄弟関係にありまして、譲渡人に関しましては、土地持ち非農家ということになっております。

長年、譲受人のほう管理をしておったわけですが、今回、こういうことで、名義を変えようという話合いがあって、今回の申請に至ったということです。申請内容どおり間違いありませんでした。

4番につきまして報告をいたします。

2月20日に、推進委員、譲渡人は福岡在中ということで、その甥子で市内軍場地区在住の認定農業者のかたが、いろいろと仲を取り持ったということで、その方に代理人として立会いいただきました。譲受人にも、現地で立会いいただき、調査を行いました。

農地は、軍場地区にある基盤整備済みの畑でありまして、譲受人の農地の1枚が3筆に分かれておりまして、申請地を除いて2筆は、譲受人の父親名義だということになります。

譲受人が、まず、申請地の所有権移転をするため、今回申請したということで、お互い双方確認いたしました。

申請どおり、間違いございませんでした。以上です。

2 番委員

○2番です。整理番号5番について、報告いたします。

2月20日、午前8時半、譲受人立会いのもと推進委員とともに現地確認を行いました。

譲渡人と譲受人の住まいは、近所であり、譲受人が畑を探していると聞き、譲渡することになったそうです。

現在、畑の半分にはサカキの苗を植えており、残り半分は野菜が作付けされておりました。今後、サカキの苗木を残り半分にも植える予定でいるそうです。

譲受人はサカキを中心に栽培しており、経営技術、農業機械等そろっており、何ら申し分ありません。

なお、譲渡人には、後日訪問し確認をとっております。

双方確認の結果、許可相当と考えます。

	<p>次に、整理番号6について報告いたします。</p> <p>2月22日午後1時半より、譲受人立会いのもと、推進委員とともに現地確認を行いました。</p> <p>譲受人は下西校区で、建設業を営み、米を中心に栽培する兼業農家であります。</p> <p>譲渡人と譲受人とは親戚関係で、譲渡人は土地持ち非農家で、申請した田は、現在遊休化しておりますが、基盤整備予定地で、譲受人が規模拡大したいとのことで、贈与することになったそうです。</p> <p>経営技術、農業機械等も一式そろっており、何らも申し分ありません。</p> <p>譲渡人には電話にて確認をとっております。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
3番委員	<p>○3番です。整理番号7番から9番については、借人が同一です。一括して報告いたします。</p> <p>2月24日に借人立会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>借人は、サトウキビ、でん粉イモ・安納イモを作付する、国上校区在住の農家です。</p> <p>7番8番9番いずれも水田で、水稻の作付準備のため、全面耕耘されておりました。そして、</p> <p>借人は、貸人3名の方々と親戚関係にもあって、数年前から保全管理をされておりましたけれども、今回、水稻の規模拡大のため、申請しております。</p> <p>農業機械についても一式そろっておりまして、経営技術についても申し分ありません。</p> <p>なお、貸人3名には直接お会いして確認をしております。</p> <p>以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。</p>
議長	<p>○ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当委員から報告がありました。</p> <p>この件について皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします</p>
	(挙手あり)
8番委員	<p>○8番です。事務局にちょっと確認なんですけれども、5番の、申請人の方と、それから6番の譲受人は、親子だと思わんですけれども、耕作面積は全くいっしょで、それぞれがこの面積でやってるのか、それとも、このお二人の合算なのか、所有はどうなってるんですか。</p>
事務局	<p>○委員ご指摘のとおり、親子関係にありまして、農地の所有権は、それぞれ別であります。農家基本台帳では、同一経営体ということで管理されています。</p> <p>したがって、議案書記載の耕作面積は同一になります。</p>
議長	<p>○ほかに</p>
	(挙手あり)
1番委員	<p>○1番です。先ほど6番の農地で基盤整備の予定があるという、話があったんですけど、大体いつごろから。どこらあたりになるんでしょうかね。</p>
事務局	<p>○補足説明をさせていただきます。</p> <p>実施地区は、下西校区公民館前交差点を南へ向かう市道を、種子島清掃センターへ進みますとセンター手前に上石寺川が市道を横断しています。そこに広がる水田地帯が実施地区になります。</p> <p>事業名は中山間地域総合整備事業西之表創生地区で、この実施は令和4年度から実施すると伺っています。</p>
議長	<p>○ほかに</p>
	(挙手無し)
議長	<p>○ないようですので質疑を終了し、議案第1号農地法第3条の規定による許可についてを採決いたします。</p> <p>許可することに賛成する委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>○ありがとうございました。</p>

		<p>全会一致でありますので、本案は許可することに決定いたしました。</p>
日程第4号 3議案第8号	議長	<p>○続きまして、日程第4議案第8号非農地証明についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>○日程第4議案第8号非農地証明についてを説明いたします。資料は4ページです。</p> <p>1番です。榕城桃園地区です。台帳地目は畑ですが、昭和59年頃から耕作せず、現在はそれぞれ雑種地・宅地・通路となっています。交付基準2に基づいた申請です。</p> <p>2番です。下西遼泊地区です。台帳地目は田ですが、昭和40年頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。</p> <p>3番です。国上桜園地区です。台帳地目は畑ですが、平成13年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>続いて、合同現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いします。</p>
	2番委員	<p>○非農地証明について報告をいたします。</p> <p>まず、整理番号1について報告します。2月24日、3番委員並びに地区担当委員及び推進委員、事務局2名、申請人の代理人立会いのもと、現地調査を実施いたしました。</p> <p>現地は、榕城校区桃園地区の公民館の東側に位置するところにあります。</p> <p>1行目の土地は、写真を見てのとおり、現況は、代理人が瓦などの資材等を仮置きしておりますが、昭和59年ごろ当時から、同じように資材を資材置場、駐車場として利用されていた様でありましたので、農地には復元不可能と考えております。</p> <p>2行目の土地は、写真のとおり住宅が建っており、交付基準2に該当すると思われれます。</p> <p>3行目4行目の土地は、1行目の土地住宅への進入路に利用されており、交付基準2に該当すると思われれます。</p> <p>5行目の土地は、住宅の敷地の一部、また通路となっているために、交付基準2に該当すると思われれます。</p> <p>以上の結果、非農地であるとの意見の一致をみましましたので報告いたします。</p> <p>次に、整理番号2について報告をいたします。</p> <p>2月24日、3番委員並びに地区担当委員及び推進委員、事務局2名、申請人立会いのもと、現地調査を実施いたしました。</p> <p>現地は下西校区遼泊地区のホテルの北側に位置するところにあります。</p> <p>現地は、事務局から説明があったとおり昭和40年頃から家を建てたということですが、現在、空き家になっております。これも、交付基準2に該当すると思われ、非農地であるという意見で一致いたしました。</p> <p>整理番号3について、報告いたします。</p> <p>2月24日、3番委員並びに地区担当委員及び推進委員、事務局2名、申請人の代理人立会いのもと、現地調査を実施いたしました。</p> <p>現地は、国上校区桜園地区の市道に面するところにありまして、申請地及び周辺も写真のとおり、雑木が繁茂しており、今後、農地として復旧活用は困難と判断いたしました。</p> <p>よって、非農地であるとの意見の一致をみましましたので報告をいたします。</p> <p>以上3件の報告を終わります。皆様御審議よろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。担当委員から補足説明等ありますか。</p>

	議長 4 番委員	整理番号 1 番で、私も担当委員の代理で参加しましたけれども、農地への再生は難しいと判断したところです。
	議長	整理番号 2 番 3 番はありませんか。 (「なし」の声あり)
	議長	○ありがとうございました。ただいま、説明報告がありましたけれども、何か質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。 (挙手あり)
	8 番委員	○8 番です。すいません。1 番のこの写真を見てるんですけど、この方は何の仕事をされてる方なんですか。 これは、産廃関係の仮置申請が必要になると思うのですよね。そのへんの確認はとってるんですか。
	事務局	○事務局では、そのような申請の確認はとっておりません。今回の申請については、交付基準 2 に該当します。 今までの証明は、交付基準 1 の (イ) 農地が荒廃して竹・樹木が繁殖した状態で農地への復元が不可能な場合でしたが、基準 2 は、住宅等非農業的構築物に利用され、概ね 20 年が経過した土地となります。
	8 番委員	○要するに、こうやって非農地証明を出す段階においては、年配者の方が、もう体が動けなくなって、畑を管理できなくなって、荒廃して非農地になるタイプと、今整理番号 1 番のように、こうやって意図的に工作して、非農地にしていくというタイプの多分二つあると私は思うんですけども。 このケースについては、産廃処理とかそういうことにひっかかってきますので、顛末書を添付させる以上の、厳しく指導したほうが、僕はいいかなと思いますけれども、
	1 番委員	○1 番に関しては、1 月に、私と 14 番委員が現地調査をして、申請人が取下げた案件です。 1 番の現地調査の申請人の代理人は、瓦職人の方でありまして、3 条申請の 2 番の譲受人でありまして、本人は、申請地を宅地であると聞かされて、住宅も含めて購入契約したそうです。 その後は、宅地と思い込んでます、以前からがれき等が放置されていたので、お子さんが怪我をしそうだったので、整地したと言っています、農地だとは全く思っていないようで、私には、意図的に工作したとは思えませんし、これまでの経緯は、皆さんご理解いただけたと考えます。
	議長	○他にありませんか。ないようですので、質疑を終了し、これより、議案第 8 号を採決いたします。 非農地証明について、原案どおり承認することに賛成する委員は挙手をお願いいたします。 (挙手 12 名)
	議長	○ありがとうございました。 賛成多数ですので、本案は、承認することに決定いたしました。
日程第 5 号 3 議案第 9 号	議長	○日程第 5 議案第 9 号あっせんについてを議題とします。 事務局説明をお願いします。
	事務局	○日程第 5 議案第 9 号あっせんについてです。資料は 5 ページです。 1 番売りたいの申し出です。場所は国上・湊地区です。総額 60 万円ほどで売却したいとのこと。 あっせん委員につきましては、3 番委員と、9 番委員をお願いいたします。 2 番貸したいの申し出です。場所は現和・庄司浦地区です。賃借料については標準額 9,000 円/10a より安くても構わないとのこと。 あっせん委員につきましては、6 番委員と、12 番中村委員をお願いいたします。 以上です。
	議長	○ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご意見はありませんか。 意見がないようですので、あっせん委員はよろしく願います。

日程第6  
3議案第10号

議長

事務局

○続きまして、日程第5議案第4号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを議題とします。  
事務局に議案説明をお願いします。

○日程第6議案第10号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。  
まず始めに、利用権の設定を説明いたします。6ページをお開き下さい。  
1段目です。期間が令和3年3月1日から令和8年2月28日の5年間、地目畑、面積1万88㎡、合計面積1万88㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。  
2段目です。期間が令和3年4月1日から令和13年3月31日の10年間、地目畑、面積4,012㎡、合計面積4,012㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。  
内訳については7ページを、詳細については8ページから9ページをご覧ください。  
続きまして所有権移転を説明します。10ページをお開き下さい。  
令和3年3月1日に所有権を移転するものです。地目田及び畑、面積はそれぞれ7,421㎡及び7,354㎡、合計面積1万4,775㎡、所有権を移転する者5人、受ける者5人です。  
内訳については11ページを、詳細については12ページから22ページをご覧ください。  
続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。  
まず初めに、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明します。23ページをお開き下さい。  
1段目です。期間が令和3年2月28日から令和6年2月27日の3年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ2,082㎡及び6,081㎡、合計面積8,163㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。  
2段目です。期間が令和3年2月28日から令和8年2月27日の5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ1,883㎡及び1万620㎡、合計面積1万2,503㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。  
内訳については24ページを、詳細については25ページから28ページをご覧ください。  
続きまして、地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。29ページをお開き下さい。  
1段目です。期間が令和3年2月28日から令和6年2月27日の3年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ2,082㎡及び6,081㎡、合計面積8,163㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。  
2段目です。期間が令和3年2月28日から令和8年2月27日の5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ1,883㎡及び1万620㎡、合計面積1万2,503㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。  
内訳については30ページを、詳細については31ページから33ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ○ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。  
農地中間管理事業を除きまして、利用権の設定番号1から2及び所有権移転整理番号1から5について、担当委員の報告をお願いします。

12番委員 ○12番です。整理番号1について報告いたします。  
2月21日午前8時。借人立会いで現地調査を行いました。  
借人は、安納イモ、サトウキビ、バresho等を生産する現和校区在住の認定農業者です。  
貸人は、高齢となり、農作業がきつくなり、借人をお願いし、今回の契約となりました。

	<p>5筆の畑には、バレイショを植えていました。  借人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。  貸人とは、自宅を訪問し、確認をとりました。  双方確認の結果、許可相当と考えます。  続いて、整理番号2ついて報告いたします。  2月22日午前8時。借人立会いで現地調査を行いました。  借人は、肉用牛、サトウキビ、安納イモ、水稻、バレイショを生産する認定農業者です。  貸人は土地持ち非農家です。  畑にはサトウキビを植えていました。  借人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。  貸人とは電話にて、確認をとりました。  双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長4番類	<p>○ それでは、11ページ整理番号1番を説明をいたします。  2月20日、譲渡人の代理人、推進委員立会いで現地を確認いたしました。  譲受人は、タバコと肉用牛を複合経営する認定農業者です。  譲受人と譲受人は親子でして、後継者である譲受人に、今回、経営基盤強化法に基づき、農地の所有権移転をするものです。  現地では、マルチを被覆しておりまして、もうすぐタバコの植付けが始まるんじゃないかなと思います。申請内容は申請どおり間違いありませんでした。  整理番号2については、私が報告をいたします。  2月の24日、譲渡人、推進委員立会いのもとで現地を確認いたしました。  この譲受人も、タバコ農家で肉用牛を飼育しています。現在、現地には、牧草が発芽しておりました。  また、譲渡人には電話で確認して、対価など申請どおり間違いありませんでした。以上です。</p>
2番委員	<p>○ 2番です。整理番号3について報告いたします。  2月20日午前8時、推進委員、譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。  譲受人は、下西校区在住のサトウキビ・バレイショを作付けする、認定農業者です。  譲渡人とは従兄弟関係であります。  現地は、以前より、譲受人が保全管理を行っていましたが、基盤整備予定地でもあり、譲受人が規模拡大したいとのことで、今回、申請する形になりました。現在、その田は、ロータリー耕運をしてありました。  譲受人は、農業機械もそろっており、経営技術についても、何ら申し分ありません。  譲渡人は、沖縄在住ということで電話にて確認を行いました。  双方確認の結果、申請どおり間違いありませんでしたので報告します。以上です。</p>
3番委員	<p>○ 3番です。整理番号4番について報告いたします。  2月24日に、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。  譲受人は、安納イモ、バレイショ、スナップエンドウ等を作付する国上校区在住の認定農業者です。  現地は、1筆はハウスが建っており、安納イモの育苗床として利用しておりました。  もう1筆には、牧草が作付されておりました。  農業機械についても一式そろっており、経営技術についても何ら申し分ありません。  なお、譲渡人には、電話にて確認をしております。  以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。</p>
6番委員	<p>○ 6番です。整理番号5番について報告いたします。2月22日午後1時より、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。  譲渡人は既に病気のため離農して土地持ち非農家みたいな形</p>

		<p>でございます。この土地も譲渡人の親戚が保全管理していた水田ですが、</p> <p>このたび、土地の処分をするということで、今回譲受人と話がまとまったようでございます。</p> <p>譲受人は、譲渡人と同集落の、肉用牛を中心に大規模に水稻、飼料用米、WCSを経営する認定農業者でございます。</p> <p>なお申請地は、水稻を作付する予定だそうでございます。機械類も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思います。許可相当と考えます。以上です。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。ただいま事務局また担当委員のほうから報告がありました。</p> <p>皆さんのほうから何かこの件について質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手あり)</p>
	6番委員	<p>○整理番号2番、11ページの2番、対価70万は間違いないのでしょうか。</p>
	議長4番類	<p>○双方合意の上の契約と確認しました。</p> <p>譲渡人が、以前から求めていた農地で、ちょっと上乘せしたと聞きました。</p>
	議長	<p>○ほかにございせんか。</p> <p>(挙手あり)</p>
	1番委員	<p>○整理番号4番ですけど。</p> <p>この利用目的が普通畑と牧草ってなってますけど、譲受人は畜産経営してないんですよ。転賃に見えますけど。</p>
	事務局	<p>○はい、補足説明になります。譲受人が次期作のために緑肥として牧草を植え付けたことを確認しました。</p> <p>また、委員ご指摘の転賃となりますと、そもそも本件の許可はできませんし、数ヶ月間の貸し借りでも手続きが必要になります。以上です。</p>
	議長	<p>○よろしいでしょうか。このことは、基腐病対策の数ヶ月間の農地交換でも、同様に手続きが必要であるので、ご理解願います。ほかに。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
	議長	<p>○ないようですので、議案第10号を採決いたします。</p> <p>農用地利用集積計画策定に係る意見について原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。全員の賛成ですので、本案は承認することに決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。</p>
4. その他	会長 事務局	<p>○次は、その他であります。事務局が説明します。</p> <p>(3月のスケジュールについて説明)</p> <p>(令和3年度農作業料金改定について説明)</p> <p>(西之表市の農業施策等に関する意見書について資料により説明)</p>
	事務局長	<p>○事務局からは、以上であります。</p>
5. 閉 会	事務局長	<p>○以上をもちまして、令和3年2月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。</p>

10時31分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和3年 月 日

西之表市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_ ⑩

西之表市農業委員会 6番委員 \_\_\_\_\_ ⑩

西之表市農業委員会 7番委員 \_\_\_\_\_ ⑩